

八戸市立種差小学校いじめ防止基本方針

八戸市立種差小学校

1 学校いじめ防止基本方針策定にあたって

本校では、令和7年1月に制定された「八戸市いじめ防止対策推進条例」の基本理念に基づき、「いじめは、いつでも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることを目指して、八戸市立種差小学校いじめ防止基本方針を策定した。

「八戸市いじめ防止対策推進条例」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kyoikushidoka/kyoiku/1/23367.html>

(基本理念) 第3条

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、全ての児童等が互いを理解し、生命及び人権を尊重し、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及びいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを目指して行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、教職員、保護者、市民等及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、子どもたちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組みとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに対処するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、 「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童」、「いじめる児童」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童がいる場合が多い。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えらる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心（相手をねたみ，引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する，数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける，落書き・物壊し，集団での無視，陰口，避ける，ぶつかる・小突く，命令・脅し，性的辱め，部活動中のいじめ，メール等による誹謗中傷，噂流し，授業中のからかい，仲間はずれ，嫌がらせ，暴力，たかり，使い走り，けんかやふざけ合い

3 いじめ防止の指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制

いじめを未然に防止し，早期に発見するための日常の指導體制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解消に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙「いじめ対応マニュアル」 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識，帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み，自信を持たせ，一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動，道徳教育の充実

- ・学級における望ましい人間関係づくりの活動
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（年5回）
- ・いつでも，誰にでも相談できる体制の充実

(4) 人権教育の充実

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識

(5) 情報教育の充実

- ・教科等における情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解消するために最も重要なポイントは，早期発見・早期対応である。児童の言動に留意するとともに，何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し，早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は，その行為をすぐに止めさせるとともに，いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「いじめ対応マニュアル」により速やかに報告し，事実確認をする。

(2) 早期発見のための職務別ポイント

①学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間，放課後の児童との雑談や日記等を活用し，交友関係や悩みを把握する。

②養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで，その様子に目を配るとともに，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え，悩みを聞く。

③生徒指導担当教員

- ・定期的なアンケート調査や教育相談室の利用，電話相談窓口について周知させる。
- ・休み時間や放課後の校内巡視において，児童が生活する場の異常の有無を確認する。

④管理職

- ・児童及び保護者，教職員がいじめに関する相談体制を整備する。
- ・学校における教育相談が，児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり，適切に機能しているか，定期的に点検する。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付け，いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定する。

(3) 相談体制の整備

- ・面談の定期的実施（年5回）

(4) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（年5回）

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童の実態把握
- ・進級時の引継ぎ
- ・保護者からの情報

6 いじめへの対応

(1) 児童への対応

①いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し，心配や不安を取り除くとともに，全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」で，継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について，共に考える。
- ・活動の場等を設定し，認め，励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめを行った児童への対応

当該児童の人格の成長を促し，教育的配慮の下，指導する。いじめは決して許されないという毅然とした態度で，いじめを行った児童の内面を理解し，他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また，いじめを行った児童が抱える問題や背景を理解し，立ち直りを支援する。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている児童の苦痛に気付かせる。

- ・今後の生き方を考えさせる。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめの未然防止の取組として自主的にいじめの問題について考え、議論することなど、いじめの防止に資する活動を行う。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている児童の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめを行った児童の保護者に対して

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解消を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの対処が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導，保護者への対応方法
- ・関係機関との調整
- ・SC・SSW との連携・活用

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での児童の生活，環境の状況把握
- ④医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療，指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い，特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する，特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする，掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり，犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

教科等における情報モラル教育の充実

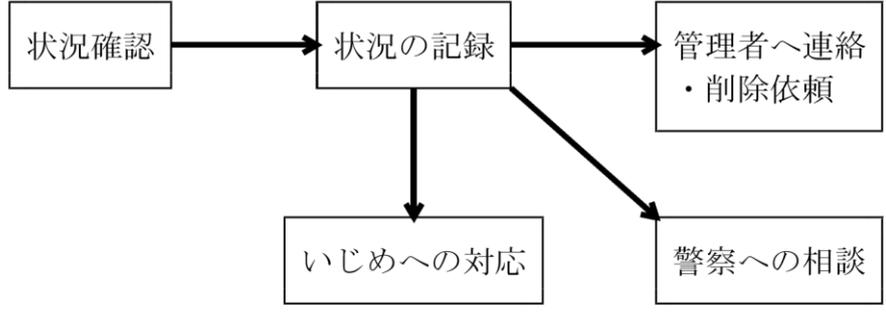
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対応



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な損害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日以上の場合
- ・連続した欠席の場合は，状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合，教育委員会に報告するとともに，教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9 評価

学校評価において目標の達成状況を評価し，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。